

令和8年度（第15期）事業計画書

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

1 重点施策

- （1）協会員は憲章に掲げる行動規範を遵守し、品位を維持する。
- （2）交通安全教育を徹底し、交通災害を撲滅する。
- （3）当該事業の内容を常に精査し、変化しつつある需要に的確な対処をすべく、適法・適切な契約を堅持する。
- （4）入札制度参画にあっては、総合評価方式の導入を適宜訴えかける。
- （5）会員各社構成員の業務研修の主宰にあっては、業界人としての知見の研鑽を企図した研修体制を構築する。
- （6）運転サービス士主体の事業開催を企図し、運行サービスの品位向上を目指す。
- （7）協会ホームページを適宜精査し、充実した情報提供に努める。
- （8）専門校にあっては、常に高品位な運転サービス士の育成を旨とする。
- （9）各地区委員会の活動をとおして、各会員の相互理解を深め、交流を醸成する。
- （10）「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に沿った協会運営を行なう。

2 定款に基づく事業

- （1）自家用自動車管理業に関する調査および研究
当該事業に対する顧客動向の調査および事業展開に関連する法規等を覚知することを重視し、行政機関からの情報収集ならびに適正対処の方策を研究する。
- （2）自家用自動車管理業に関する指導および研修会、セミナー等の開催
当該業務知識の高揚を目途とした各種研修会を実践することで、当業界の倫理を醸成する。
- （3）自家用自動車管理業に関する情報の収集および提供
関係機関および行政当局からの情報収集ならびに情報提供、交通事故実態調査を行なう。
- （4）自家用自動車管理業に関する人材育成
当該業務知識を包含する運行管理士の育成および運転士専門校の運営による運転サービス士の育成を実践する。
- （5）自家用自動車管理業に関する内外関係機関との交流および協力
関係機関および他団体等との交流実践ならびに賀詞交歓会を開催する。
- （6）前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
当該事業に関わる法律改正を踏まえ、必要に応じて対処措置等を検討討議する専門プロジェクトチームを編成する。

3 委員会

(1) 定例委員会

- ①協会を取り巻く種々の課題および懸念事項等に対して常に共通認識を維持する会議体とする。
- ②必要に応じて各界有識者等による講演会を企画し、参加協会の素養の高揚および憲章に掲げる倫理観の涵養を目途とする。
- ③年4回開催し、第3回の定例委員会は事業研究会として視察研修を実施する。

(2) 総務事業（総務委員会）

- ①時流の変化を見据えた当協会のあるべき姿勢および将来像等を広義に亘り議論し、その方向性を模索する。
また、社会的に変化しつつある多種多様な移動ニーズに対し、当該事業に関連する課題等を鋭意検討する。
- ②協会全般の事務手続きおよび運営基準等について審議する。
- ③新規に入会の意向を示す法人等に対する事前調査および審査を厳格に実施するとともに、既存会員との調整を行なう。
- ④表彰制度の実施にとともない、事前審査を行なう。
- ⑤内外関係機関との交流方策を常に検討し、適宜実践するとともに、協会主催の関係各位による交流会「定時総会時懇談会・新年賀詞交歓会」の運営充実を図る。

(3) 研修事業（研修委員会）

- ①「管理実務担当者勉強会」を名古屋、大阪、東京の3地区で実施する。
- ②「運転サービス士研修会」を東京、大阪、名古屋の3地区で実施する。
- ③「管理実務担当者勉強会」と「運転サービス士勉強会」の同時開催を福岡、仙台、札幌の3地区で実施する。
- ④協会員が適宜実施する各種研修会にあっては、必要に応じて支援する。

(4) コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

- ①協会憲章及び行動規範を重視した委員会討議を実践する。
- ②行政当局の意向注視、他産業との類例比較等の研究活動を積極的に行うとともに、コンプライアンス委員会にて講師を招き勉強会、研究会を行なう。
- ③法令順守の普遍性および重要性を協会員に啓発し、もって当協会の倫理を確立する。

(5) 広報事業（広報委員会）

- ①協会ホームページの内容を充実し、最新の情報提供を図る。
- ②日本自動車会議所主催「交通安全・アクション2026」へ参加協力する。

(6) 専門校運営事業（専門校運営委員会）

- ①乗用車コースおよびバスコースを設定し、開校の充実を図る。
- ②東京校年13回および関西校年6回の開校を予定する。
- ③協会HPおよび講習会、研修会で開校情報を発信し、受講者の増加を促進する。

(7) 資格制度事業（資格制度委員会）

- ①「自家用自動車管理請負契約書」の基本契約条項の内容を精査し、修正する。

(8) 地区委員会

- ①全国に展開する会員各社の各地区における共通課題等について、鋭意協議するとともに、地域性を鑑みた研究ならびに調査等を実践する。
- ②各地区における会員ならびに他産業等との交流を行ない、相互理解を深める。
- ③九州地区・東北地区・北海道地区・中部地区・関西地区・関東地区の6地区において委員会活動を実施する。

(9) 運転技能向上委員会

- ①運転サービス士を主体とした研修および競技を行なうことにより、運転技術ならびに品位の向上を目指す。
- ②従来のコテストの歴史を鑑み、なお一層の運転技術全般の充実を図る。

以上